

人又は家屋の密集している地域

令和8年7月1日から施行する告示により、**工業専用地域**※₁が地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないもの※₂として国土交通大臣が告示で定める区域に指定されました。**工業専用地域を飛行する場合は、人口集中地区(DID)に該当する場所であっても「人又は家屋の密集している地域」の飛行許可は不要です。**

人又は家屋の密集している地域(許可が必要な地域)
= 人口集中地区(DID) - 工業専用地域

※₁ 工業専用地域は、都市計画法第8条第1項第1号で定められている用途地域のひとつです。工業専用地域に該当するかについては、自治体へご確認ください。

なお、[全国都市計画GISビューア](#)からも参照することができます。
(表示方法：用途地域タブ内の「■工業専用地域」を選択)

リンク先は全国における都市計画決定情報を表示します。ご利用に関しては、リンク先にある利用条件をご理解いただき同意したうえで、使用してください。

※₂ 航空法施行規則第236条の72に基づき、法第132条の85第2項第2号の国土交通省令で定める**人又は家屋の密集している地域**は、**国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区(地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。)**とする。

無人航空機の飛行の許可が必要となる空域

